

市の職員も兼業できます



職員が兼業（副業）する場合には法律に基づく任命権者の許可が必要です。
次の3つの基本的な原則を満たす場合にのみ兼業（副業）が認められます。

- ⌚ 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと
- ⌚ 相反する利害関係を生じるおそれなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと
- ⌚ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと

兼業（副業）する場合のルール

- ⚠️ 公務における時間外勤務時間と兼業時間を合計して月80時間かつ年720時間を超えないようにすること
- ⚠️ 兼業時間の終了時刻と公務の開始時刻との間に11時間以上のインターバルがあること
- ⚠️ 災害時その他必要な時間外勤務が命ぜられたときにも公務を優先させることができること
- ⚠️ 政治的活動、宗教的活動でないこと及び公序良俗に反するもの等職員が行うものとして不適当と認められるものでないこと

許可され得る兼業（副業）の例

- 営利企業に雇用されるもの
 - スポーツインストラクター
 - バス・タクシーの運転手
 - コンビニ・スーパー・マーケット等での品出し・レジ業務
 - 飲食店での給仕・調理
 - 塾講師

- 自ら事業等を営むもの
 - 書道教室・学習塾・パン屋等の開業
 - 手作り小物の販売
 - 動画共有サイトへの投稿
(収益を得る場合)
 - 本の執筆
 - 演劇・音楽イベントへの出演

○ 不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業、農業組合法人での従事、大学での講義、学校部活動のコーチなどもこれまでどおり許可される場合があります。なお、兼業（副業）は職員の自発的意思に基づくものでなくではありません。

兼業（副業）の許可の基準やルールを明確にするため、伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則を改正しました（令和8年1月7日施行）。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

